

島根県資源管理協定審査基準

令和5年8月1日制定

(趣旨)

第1 この審査基準は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第124条第1項の協定の認定に関して必要な基準を定めるものである。

(認定基準)

第2 知事は、法第125条及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第37条の規定に基づき、法第124条第1項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）又は島根県資源管理方針（令和2年12月25日島根県告示第765号）に照らして適当なものであること（協定が対象とする水産資源について資源管理基本方針に定められた法第11条第2項第2号の資源管理の目標の達成に向け効果的なもの、又は島根県資源管理方針に定められた資源管理の方向性に沿った取組であると認められる資源管理措置が含まれているものであること）。
- (2) 不当に差別的でないこと。
- (3) 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
- (4) 特定水産資源を対象とする協定にあっては、当該特定水産資源に係る知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。
- (5) 特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあっては、法及び法に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。
- (6) 法第124条第2項第4号及び第5号に掲げる事項の内容が、協定に参加している者に過重な負担を課すものでないこと。

附則

(施行期日)

- 1 この審査基準は、令和5年8月1日より施行する。